

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 28 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

公表日

令和3年11月12日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

| | |
|--------------|---|
| ①システムの名称 | システム連携基盤 |
| ②システムの機能 | <p>1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p> <p>5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。</p> <p>6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、各業務システム)</p> |
| システム3 | |
| ①システムの名称 | 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。 |
| ②システムの機能 | <p>1. 資格管理業務 (1) 被保険者証の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信する。市区町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> <p>(2) 住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>(3) 被保険者資格の異動 (2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>2. 賦課・収納業務 (1) 保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市区町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>(2) 保険料収納管理 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 市区町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p> |

| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
|---------------------------------------|-----------------|
| ①実施の有無 | [実施しない] |
| ②法令上の根拠 | |
| <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 | |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉局医療保険部医療保険課 |
| ②所属長の役職名 | 医療保険課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 後期高齢者医療情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 後期高齢者医療情報ファイルのうち、被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。 |
| その必要性 | 正確かつ公平・公正な資格管理、保険料賦課徴収及び給付を行うにあたり、世帯構成、所得状況等の被保険者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。 |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ○識別番号 ・個人番号及びその他識別情報…対象者を正確に特定するために保有 ○連絡先等情報 ・4情報…被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有 ・その他住民票関係情報…世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有 ○業務関係情報 ・地方税関係情報…所得情報に基づき、保険料額の算定、医療費の自己負担割合、所得区分等を把握するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報…被保険者資格の得喪に必要なために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有 ・年金関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年12月 |
| ⑥事務担当部署 | 健康福祉局医療保険部医療保険課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|----------------------|---|--|-------|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|-------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局生活保護・自立支援室) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (神奈川県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 被保険者資格の管理、保険料の賦課徴収及び給付に関する事務を正確に遂行するため | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 健康福祉局医療保険部医療保険課 各区区民サービス部保険年金課及び各支所区民センター(保険年金係・保険収納係) | | | | | | | | |
| | 使用者数 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出書・申請書又は、他市町村からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、後期高齢者医療システムにて、記載された個人番号で検索し、確認する。 ・資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手後、広域連合へ提出し、資格情報の提供を受ける。 ・保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得情報等を入手後、広域連合へ提出し、賦課及び一部負担金情報の提供を受ける。 ・広域連合から提供された賦課情報を管理し、保険料額決定(変更)通知書・納付書を被保険者に送付する。 ・保険料特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、管理する。 ・徴収した保険料の収納情報及び滞納情報を管理する。 | | | | | | | | |
| 情報の突合 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報と前医療保険者の資格情報を突合し、資格取得日を確認する。 ・住民基本台帳情報と申請内容を突合して被保険者、同一世帯員及び住登外者を確認する。 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。 ・年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。 | | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | | | | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | | | | | |
| 委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 委託する [] <input type="checkbox"/> 委託しない () 件 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 委託する | 2) 委託しない | | | | |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | | | |
| 1) 委託する | 2) 委託しない | | | | | | | | |
| 委託事項1 | 後期高齢者医療システム運用保守・パッケージ保守業務 | | | | | | | | |
| ①委託内容 | 運用保守作業、機能強化、法改正対応、ソースプログラムの保守・管理、障害対応等 | | | | | | | | |
| ②委託先における取扱者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ③委託先名 | 富士通 株式会社 川崎支店 | | | | | | | | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託する [] <input type="checkbox"/> 再委託しない () 件 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 再委託する | 2) 再委託しない | | | |
| | ＜選択肢＞ | | | | | | | | |
| | 1) 再委託する | 2) 再委託しない | | | | | | | |
| ⑤再委託の許諾方法 | 川崎市情報機器取扱い及び個人情報取扱いに関する誓約書を提出させることにより、許諾している。 | | | | | | | | |
| ⑥再委託事項 | 後期高齢者システム運用保守作業 | | | | | | | | |

| | |
|------------------------------|--|
| 委託事項2～5 | |
| 委託事項6～10 | |
| 委託事項11～15 | |
| 委託事項16～20 | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
| 提供・移転の有無 | <input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (13) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない |
| 提供先1 | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②提供先における用途 | |
| ③提供する情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥提供方法 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合 |
| ①法令上の根拠 | 【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が神奈川県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。 |

| | |
|--------------------|---|
| ②移転先における用途 | <p>・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。</p> |
| ③移転する情報 | <p>1 資格管理業務 (1)被保険者資格に関する届出:転入時等に当市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報。 (2)住民基本台帳情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 (3)住登外登録情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住民登外登録情報(世帯単位)。 2 賦課・収納業務 (1)所得・課税情報:後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。 (2)期割情報:当市が実施した期割保険料の情報。 (3)収納情報:当市が収納および還付充当した保険料の情報。 (4)滞納者情報:当市が管理している保険料滞納者の情報。 3 給付業務 療養費関連情報等:当市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。</p> |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | <p>・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者</p> |
| ⑥移転方法 | <p>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p> |
| ⑦時期・頻度 | <p>1 資格管理業務 (1)被保険者資格に関する届出 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。 (2)住民基本台帳情報 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 (3)住登外登録情報 個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括で移転。 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 2 賦課・収納業務 (1)所得・課税情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 (2)期割情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。 (3)収納情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 (4)滞納者情報 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。 3 給付業務 療養費関連情報等 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</p> |

| | | |
|--------------------|---|---|
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先5 | 財政局税務部市民税管理課 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2第27項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者及び過去に被保険者であった者 | |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先6～10 | | |
| 移転先6 | 健康福祉局医療保険部医療保険課 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2第42項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者及び過去に被保険者であった者 | |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先7 | 健康福祉局医療保険部医療保険課 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2第43項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令(うち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | |

| | | |
|--------------------|---|---|
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先8 | 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2第62項に規定される事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者及び過去に被保険者であった者 | |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先9 | 健康福祉局地域包括ケア推進室 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2の87の項に規定される事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者及び過去に被保険者であった者 | |
| ⑥移転方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |

| | | |
|--------------------|--|---|
| 移転先10 | 健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局長寿社会部介護保険課 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2第93項に規定される事務(介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者及び過去に被保険者であった者 | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先11～15 | | |
| 移転先11 | 健康福祉局保健所感染症対策課 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2第97項に規定される事務(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律(そのうち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者及び過去に被保険者であった者 | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 | |
| 移転先12 | 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 こども未来局こども支援部こども家庭課 | |
| ①法令上の根拠 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 | |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第2第109項に規定される事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの) | |
| ③移転する情報 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令(そのうち高齢者の医療の確保に関する法律)による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆後期高齢者

<宛名>

- ・宛名コード
- ・通称名カナ
- ・郵便番号
- ・住民日届出日
- ・非住民日異動事由
- ・入国目的
- ・転入前住所
- ・住民税情報
- ・生活保護情報
- ・個人番号
- ・通称名
- ・住所
- ・住民日異動日
- ・届出日
- ・在留期間
- ・転入前住所方書
- ・送付先情報
- ・特記事項情報
- ・世帯コード
- ・生年月日
- ・住所方書
- ・住民日異動事由
- ・異動日
- ・在留期間満了日
- ・転出先郵便番号
- ・連絡先情報
- ・送達記録情報
- ・氏名カナ
- ・性別
- ・住所コード
- ・非住民日届出日
- ・異動事由
- ・外国人住民となった日
- ・転出先住所
- ・口座情報
- ・氏名
- ・続柄
- ・住民区分
- ・非住民日異動日
- ・国籍
- ・転入前郵便番号
- ・転出先住所方書
- ・老人保健情報

<資格>

- ・被保険者番号
- ・資格異動日
- ・資格取得日
- ・資格喪失日
- ・資格異動事由

<賦課>

- ・賦課年度
- ・保険料額
- ・徴収方法
- ・減免情報
- ・賦課期日
- ・特徴年金情報
- ・賦課更正事由
- ・特徴年金情報(介護)
- ・賦課更正日

<調定>

- ・賦課年度
- ・納期限
- ・調定年度
- ・徴収方法
- ・期別
- ・期別保険料額

<収納>

- ・賦課年度
- ・保険料収納金額
- ・消込日
- ・分納情報
- ・調定年度
- ・延滞金額
- ・過誤納情報
- ・徴収方法
- ・督促手数料額
- ・還付充当情報
- ・期別
- ・収納日
- ・督促催告情報
- ・収納種別
- ・領収日
- ・滞納情報

<広域連携>

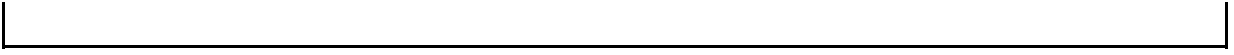
- ・広域連携住民情報
- ・広域連携税情報
- ・広域連携収納情報
- ・広域連携滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | | | | | | | |
|---|---|-------|--|--------------|-----------|--------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | | | | | | | |
| 後期高齢者医療情報ファイル | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | | | | | | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。 | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている | |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | |
| 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | | | | | |
| 3) 課題が残されている | | | | | | | |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | | | | | | | |
| リスクに対する措置の内容 | システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。 | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている | |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | |
| 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | | | | | |
| 3) 課題が残されている | | | | | | | |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | | | | | | | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 行っている | 2) 行っていない | | |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | |
| 1) 行っている | 2) 行っていない | | | | | | |
| 具体的な管理方法 | ＜標準システム窓口端末における措置＞ <ul style="list-style-type: none"> ・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ＜後期高齢者医療システムにおける措置＞ <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 ・ユーザーごとに捜査権限を設定することにより、不適切な操作等がされることリスクを軽減している。 ・異動等により、事務を取り扱うことがなくなった職員のユーザーIDは使用できないよう登録の削除をしている。 | | | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている | |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | |
| 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | | | | | |
| 3) 課題が残されている | | | | | | | |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |



| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|--|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <p>1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 <p>2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。</p> | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を行うこととしている。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p><広域連合への移転></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 <p><庁内他部署への移転></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項に基づく条例に規定される事項に限り移転する。 ・移転の際は、移転先の各所管課にて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを相手方を確認のうえ移転することとしている。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |



| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|-------------------------|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | 2) 十分に行っている |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生あり] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |
| その内容 | 別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照 | | |
| 再発防止策の内容 | 別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照 | | |
| その他の措置の内容 | — | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

| | |
|------------------------|---|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市国民健康保険システム及び後期高齢者医療システム情報セキュリティ実施要領に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。 ・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| | |

個人情報に関する重大事故について

事案1 税の委託業務における無許諾での再委託

【事案の内容】

①発生（発覚）時期

平成30年12月13日

※委託期間は平成29年12月18日～平成30年3月31日

②事案の概要

平成29年度に市が委託したマイナンバーを含む課税資料のデータ入力業務において、本市の許諾を得ることなく無断で他の業者に再委託をしていた事実が判明した。

③原因

委託先の作為による報告詐称によるもの。また、市として実地の監査・調査を実施していないなど、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が不十分であったことにより、発覚の遅れにつながった。

④影響

39万5,788件分の個人情報が第三者（再委託先事業者）に漏えいした。

そのうち、マイナンバーが記載されているものは約35万件と推計される。

（漏えい等した情報の内容）

- ・給報（総括表）：給与支払者の法人番号、名称、所在地、受給者人数など
- ・給報（個人別明細書）：従業員の方の住所、氏名、生年月日、個人番号、給与収入額、所得控除の内訳など

なお、再委託先事業者から外部への漏えいは確認されなかった。

⑤事故発生（発覚）時の対応

- ・平成30年12月13日 委託先事業者が来庁し、事案について報告
- ・平成30年12月19日 議会報告及び報道発表

【再発防止策の内容】

特定個人情報を取り扱う業務を外部委託する際には、従来からの手続に加え、契約締結時に再委託の予定が無い旨を書面で提出させるように改めたほか、特定個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか、作業場所の実地による調査や従業者に対する監督・教育の状況確認を行うこととした。

受託業者に対しては、法令違反及び契約違反が行われたことや、専門機関による調査結果等を踏まえ、令和元年9月30日付けで競争入札参加資格の指名停止措置を行った。

事案2 乳幼児健康診査受診票等の誤廃棄

【事案の内容】

①発生（発覚）時期

発生日不明（平成28年1月から令和2年6月までの間）。令和2年6月8日に所在不明の事実が判明。

②事案の概要

中原区役所地域支援課において、乳幼児健康診査の受診票（平成27年4月～12月 中原区内医療機関実施分）と、妊婦健康診査の費用補助券（平成27年5月～8月、10月、12月、中原区内医療機関請求分）を文書保存期間中にもかかわらず廃棄していた。

③原因

- ・公文書分類表に記載されているにもかかわらず、簿冊登録をせず、また保存箱への廃棄年度記載を複数人で確認していなかったこと、また、適正な手続きに則った廃棄処理を行っていなかったこと。

④影響

誤廃棄した文書の件数等（推定値）

- ・乳幼児健康診査受診票：紛失した期間の対象者数 7,975 件のうち、中原区在住者分
- ・妊婦健康診査費用補助券：紛失した期間の対象者数 18,478 件

⑤事故発生時の対応

- ・令和2年6月8日 受診票等が所在不明であることが判明
- ・令和2年6月8日～6月12日 受診票等の搜索、事実関係の調査及び確認
- ・令和2年6月15日 誤廃棄についての報道発表

【再発防止策の内容】

健康診査受診票をはじめとする個人情報に記載されている文書等については、簿冊登録をはじめとする適正な文書管理を行うとともに、文書の廃棄に際しては、文書内容を複数人で確認するなど、細心の注意を払って適切に処理するよう対応する。

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2655 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108 |
| ②請求方法 | 川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局医療保険部医療保険課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2655 |
| ②対応方法 | — |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和2年3月30日 |
| ②しきい値判断結果 | <p>[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)</p> |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | かわさき情報プラザ、公文書館、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。 |
| ②実施日・期間 | 令和2年1月8日から2月7日までの30日間 |
| ③主な意見の内容 | 期間短縮なし |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | 令和2年2月25日 |
| ②方法 | 川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施した。 |
| ③結果 | <p>川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。</p> <p>「重大事故発生に伴うしきい値判断見直しに関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。」</p> |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------|---|--|------|--|
| 令和3年11月12日 | I 基本情報 | ・番号法第9条第1項 別表第1の59の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 | ・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | I 基本情報 | 健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 | 健康福祉局医療保険部医療保険課 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | I 基本情報 | 長寿・福祉医療課長 | 医療保険課長 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | IV 開示請求、問合せ | ・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2632 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108 | ・健康福祉局医療保険部医療保険課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2655 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | IV 開示請求、問合せ | ・健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2632 | ・健康福祉局医療保険部医療保険課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2655 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | V 評価実施手続 | 基礎項目[評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。 | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 各市区民サービス部保険年金課及び各支所 区民センター(保険年金係・保険収納係) | 健康福祉局医療保険部医療保険課 各市区民サービス部保険年金課及び各支所 区民センター(保険年金係・保険収納係) | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター | 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター | 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター こども未来局こども支援部こども家庭課 | 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部精神保険課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課 こども未来局こども支援部こども家庭課 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年11月12日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 | 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 | 事後 | 重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない |